

令和5年度

行政監査結果報告書

（新型コロナウイルス感染症対策事業について）

福岡県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査のテーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	準拠する基準	1
4	監査の対象	1
5	監査の実施内容	5
6	監査の着眼点	6
第2	新型コロナウイルス感染症対策の概況	
1	保健・医療提供体制	7
2	保健所の対応	9
3	休業又は営業時間短縮等の要請に協力した事業者等への協力金	9
第3	監査結果及び意見	
1	陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業	12
(1)	病床確保事業	12
(2)	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業	14
(3)	高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした 新型コロナウイルス検査事業	15
(4)	抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業	16
(5)	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	17
2	感染拡大防止に係る事業	20
(1)	感染拡大防止協力金	20
3	その他必要と認める事業	22
(1)	ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業	22
(2)	福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	24
(3)	福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	25
(4)	コールセンター設置運営事業	25
(5)	新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業	26
4	まとめ	27

第1 監査の概要

1 行政監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業について

2 テーマ選定の理由

令和2年4月7日、国が本県を含む7都府県を対象区域として新型コロナウイルス感染症に関する第1回目の緊急事態宣言を発出したことを受けて、同日から県は緊急事態措置を実施した。以来、これまで緊急事態措置を4度、まん延防止等重点措置を3度実施してきた。

この間、感染拡大防止のため、飲食店等に対し休業要請や営業時間短縮の要請を度々行い、要請に協力した飲食店等には協力金を支給してきた。

また、感染症患者を受け入れるための病床確保料の交付や、高齢者施設等の職員等を対象とした新型コロナウイルス検査、新規陽性者増加に伴う外来医療のひっ迫を緩和するための抗原定性検査キットの配付等を実施してきた。

令和5年度の行政監査において、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとし、県が大規模な予算を投じて行ってきた感染拡大の防止、県民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、県民の生命と健康を守る事業について、監査することとした。

3 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

4 監査の対象

(1) 監査対象事業の選定

新型コロナウイルス感染症の発生から、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが5類感染症に変更されるまでの間における、本県の発生状況等は表1のとおりであり、表2はこの間の本県の主な対応をまとめたものである。

本監査では、県の新型コロナウイルス感染症対策のうち、迅速かつ多量の事務処理が求められ、不適正な事務が発生する可能性が高い、若しくは予算規模が大きいため不適正な事務が発生した場合に影響が大きいと考えられる次の事業を監査の対象とした。

ア 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業（保健医療介護部所管）

(ア) 病床確保事業

(イ) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業

(ロ) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

(ハ) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業

(ニ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

イ 感染拡大防止に係る事業（商工部所管）

(ア) 感染拡大防止協力金

ウ その他必要と認める事業（保健医療介護部所管）

(ア) ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業

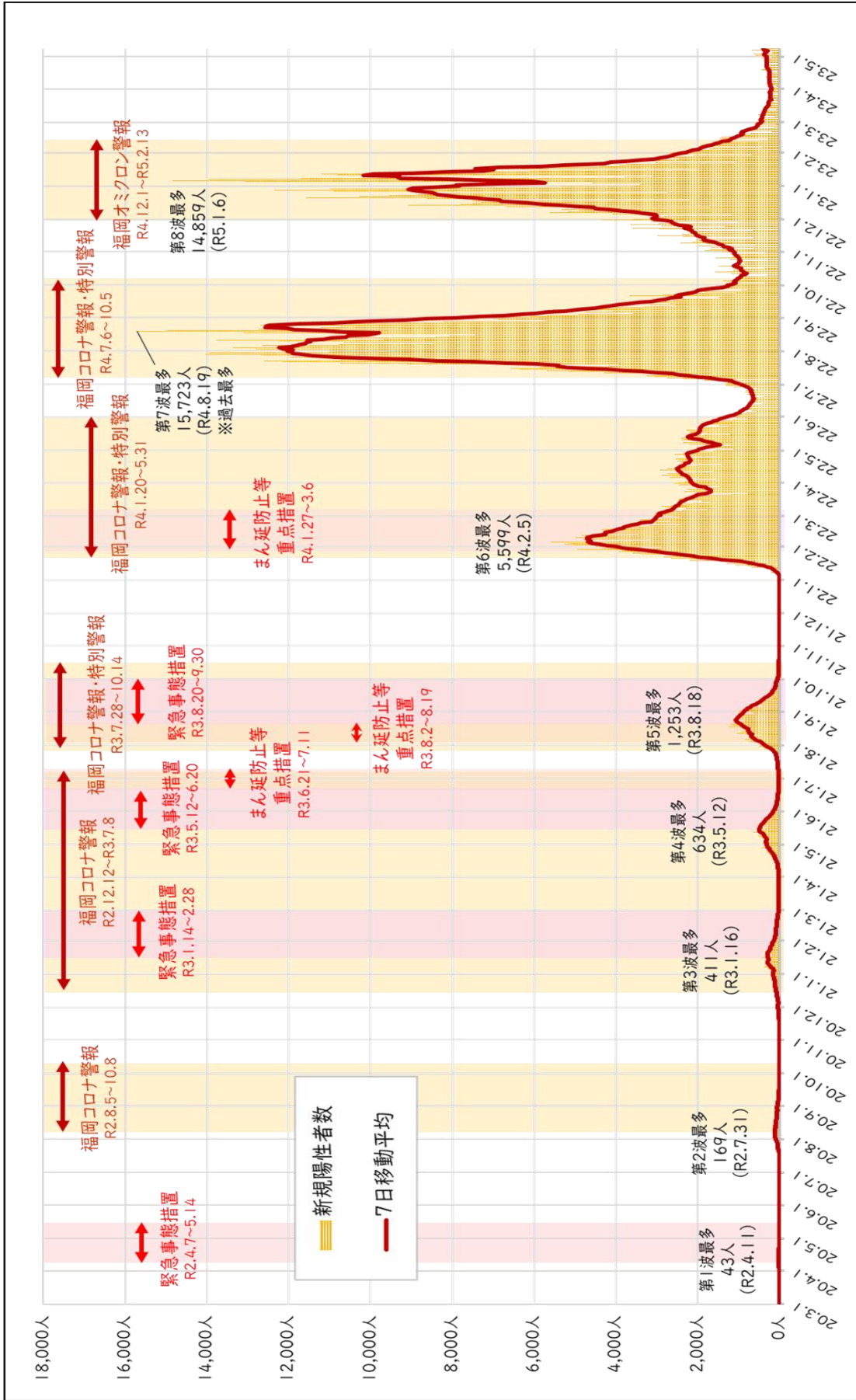
(イ) 福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

(ロ) 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

(ハ) コールセンター設置運営事業

(ニ) 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業

(表1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等



(表2) 新型コロナウイルス感染症への主な対応 (第1波～第8波)

	第1波を含む期間 (R元年12月～R2年6月)	第2波を含む期間 (R2年7月～10月)	第3波を含む期間 (R2年11月～R3年3月)	第4波を含む期間 (R3年4月～6月)	第5波を含む期間 (R3年7月～11月)	第6波を含む期間 (R3年12月～R4年6月)	第7波を含む期間 (R4年7月～10月)	第8波を含む期間 (R4年11月～R5年3月)
主な動き、感染状況等	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスが世界中に拡大 県対策本部を設置 福岡コロナ警報を初めて発動 緊急事態宣言を初めて発出 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の下に経済回復チームを設置 福岡コロナ警報を初めて発動 	<ul style="list-style-type: none"> 2回目の緊急事態宣言を発出 感染症法と特措法を改正 	<ul style="list-style-type: none"> アルファ株への置き換わり 3回目の緊急事態宣言を発出 まん延防止等重点措置を初めて実施 	<ul style="list-style-type: none"> デルタ株への置き換わり 福岡コロナ特別警報を初めて発動 ワクチン・検査パッケージ制度(VIP)を創設 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株への置き換わり 感染再拡大防止対策期間を初めて設定 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株のBA.5系統への置き換わり BA.5対策強化地域に全国初で位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡オミクロン警報を創設・発動 5類感染症への位置付け変更が決定
感染防止対策、県民・事業者への要請	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対し不要不急の外出自粛を初めて要請 事業者に対し休業等を初めて要請 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止宣言ステッカー制度を創設 飲食店対象の感染対策助成金制度を創設 県警本部と連携した呼びかけを展開 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店に対し特措法に基づく営業時間短縮を初めて要請 飲食店対象の感染拡大防止協力金制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大地域や場面に応じた要請を実施 要請に応じた飲食店等への支援を強化 飲食店の見回り調査を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大地域や場面に応じた要請を実施 飲食店対象の感染防止認証制度を開始 ワクチン・検査パッケージを技術実証 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大地域や場面に応じた要請を実施 VIP制度の登録を開始 感染防止認証基準を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 行動制限を伴う要請は行わず、これまでの対応を転換 感染防止認証基準を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用の考え方を個人判断に見直し 感染防止認証基準を見直し
相談・検査・保健所体制等	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターを設置 一般相談窓口を開設 検査体制を順次強化 県保健所に会計年度任用職員を任用 	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所の即応体制を点検・整備 次世代シーケンサーを導入 受診・相談センターを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設職員等対象の検査事業を開始 妊婦対象の検査事業を開始 医療従事者対象のワクチン接種を開始 市町村職員による保健所応援体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等対象のワクチン接種を開始 アクトチンの県広域接種センターを設置 県保健所の保健師(正規職員)を増員 保健環境研究所の研究員(正規職員)を増員 	<ul style="list-style-type: none"> 来福者等対象の無料検査事業を実施 自宅療養者の専用相談ダイヤルを開設 ワクチンの2回目接種が概ね完了 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの3回目及び4回目接種を開始 無料検査事業を開始 後遺症診療相談窓口を開設 積極的疫学調査の対象を重点化 GW期間の無料検査体制を強化 県保健所の保健師(正規職員)を増員 	<ul style="list-style-type: none"> 低リスク者対象に検査キット配付・陽性者登録事業を開始 全数届出を見直し 健康フォローアップセンターを開設 オミクロン株対応ワクチンの接種を開始 お盆期間の無料検査体制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員による保健所応援なしで対応 年末年始の無料検査体制を強化 抗原定性検査キットがOTC化
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来を設置 調整本部を設置 県独自の入院調整システムを導入 病床を順次確保 宿泊療養施設を開設 	<ul style="list-style-type: none"> 病床確保計画を策定 宿泊療養施設の確保室数が1,000室到達 診療・検査医療機関の指定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 九州・山口ECMO広域利用協定を締結 施設への感染症専門医派遣体制を整備 後方支援病院リストを整理・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床が1,000床 宿泊療養施設の確保室数が2,000室到達 緊急時のトリアージ基準等を整理 宿泊療養を促すアドバイスチームを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 酸素飽和度等に応じたトリアージを徹底 酸素投与とステーションを初めて開設 保健・医療提供体制確保計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者等への医療提供体制を強化 経口抗ウイルス薬の投与を開始 濃厚接触者の待機期間等を順次短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床が2,000床到達 休日等の診療・検査体制を強化 濃厚接触者の待機期間等を短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者オンライン診療センターを開設 発熱外来の混雑状況等を見える化 診療・検査医療機関数が2,000到達

(2) 監査対象機関

監査対象事業を所管している保健医療介護部がん感染症疾病対策課及び商工部商工政策課

(3) 監査対象年度

令和2年度、令和3年度及び令和4年度

(4) 県の新型コロナウイルス感染症対策事業費

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の県の新型コロナウイルス感染症対策事業の決算額は表3のとおりである。

(表3) 県の新型コロナウイルス感染症対策事業決算額

(単位:億円)

新型コロナウイルス感染症対策事業決算	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
合計	3,726	8,067	5,915	17,708

(5) 監査対象事業の事業費

監査対象事業に関する令和2年度、令和3年度及び令和4年度の決算の状況は、表4、表5及び表6のとおりである。

(表4) 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業のうち監査対象事業の決算額

(単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
病床確保事業	43,480,863	79,372,144	79,383,226	202,236,233
新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業	3,864,298	13,689,486	13,672,976	31,226,760
高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業	588,621	2,990,763	2,586,596	6,165,980
抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業	0	0	968,426	968,426
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	63,831	7,248,548	3,073,526	10,385,905
合計	47,997,613	103,300,941	99,684,750	250,983,304

(表5) 感染拡大防止に係る事業のうち監査対象事業の決算額

(単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
感染拡大防止協力金 (飲食店向け)	67,957,509	251,243,582	15,221,572	334,422,663
感染拡大防止協力金 (大規模施設向け)	0	3,824,391	0	3,824,391
合計	67,957,509	255,067,973	15,221,572	338,247,054

(表6) その他必要と認める監査対象事業の決算額

(単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
ワクチン・検査パッケージ等無 料検査事業	0	1,814,325	6,437,732	8,252,057
福岡県新型コロナウイルス感染症 対応従事者慰労金交付事業	9,797	0	0	9,797
福岡県医療機関・薬局等における 感染拡大防止等支援事業				
コールセンター設置運営事業	188,558	187,273	196,473	572,304
新型コロナウイルス感染症外 来医療ひっ迫対策事業	0	0	392,507	392,507
合計	198,355	2,001,598	7,026,712	9,226,665

5 監査の実施内容

- (1) 監査実施期間：令和5年7月20日～令和5年8月10日

監査対象機関名	監査実施日
保健医療介護部がん感染症疾病対策課	令和5年7月20日～令和5年8月10日
商工部商工政策課	令和5年7月20日～令和5年7月26日

- (2) 監査項目

- ア 委託料の執行状況
- イ 補助金の執行状況

6 監査の着眼点

感染症対策事業の事務が適正に執行されているか主に次に掲げる着眼点から監査した。

(1) 病床確保事業

- ア 補助金の申請内容は適正か。
- イ 補助金の審査は適正に行われているか。
- ウ 補助金の額の確定は適正に行われているか。

(2) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業

- ア 宿泊療養施設の借上げ契約の時期は適切か。
- イ 宿泊療養施設の運営支援業務委託契約手続は適切か。
- ウ 委託業務の履行確認は適切か。

(3) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

- ア 委託契約の手続は適切か。
- イ 検査対象の把握は適時適切に行われているか。
- ウ 検査は効率的・効果的に実施されているか。
- エ 委託業務の履行確認は適切か。

(4) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業

- ア 委託契約の手続は適切か。
- イ 検査キットの保管、配送は適時適切に行われているか。
- ウ 検査結果の確認、診断、県への報告は適時適切に行われているか。
- エ 委託業務の履行確認は適切か。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

- ア 委託契約の手続は適切か。
- イ 接種会場の運営状況は適切か。
- ウ 委託業務の履行確認は適切か。

(6) 感染拡大防止協力金

- ア 委託契約の手続は適切か。
- イ 事務取扱要綱の内容は適正、妥当なものとなっているか。
- ウ 適切な審査体制を取っているか。
- エ 審査基準は明確になっているか。
- オ 審査は適正に行われているか。
- カ 支払遅延が生じていないか。
- キ 支給決定取消及び歳出戻入事務は適時適切に行われているか。
- ク 協力金支給業務の進行管理は適切に行われているか。

ケ 債権管理は適正に行われているか。

コ 委託業務の履行確認は適切か。

(7) その他必要と認める事業

ア 補助金の申請内容は適正か。

イ 補助金の審査は適正に行われているか。

ウ 補助金の額の確定は適正に行われているか。

エ 委託契約の手続は適切か。

オ 委託業務の履行確認は適切か。

第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況

令和2年1月30日、県は、「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「県対策本部」という。）を設置し、感染防止対策に取り組んできた。

1 保健・医療提供体制

(1) 入院医療体制

ア 県は、県対策本部内に「福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置し、重症度や患者特性を踏まえた医療機関への患者の受入調整等を実施した。

イ 令和3年夏の感染拡大を踏まえ、同年11月、「保健・医療提供体制確保計画」を策定した。

ウ 新型コロナウイルス感染症の陽性患者を受け入れる病床については、医療機関や医療関係団体と協力の上、随時増床した。

（各年度末における確保病床数）

令和2年度末	→	令和3年度末	→	令和4年度末
770 床		1,650 床		2,089 床

エ 陽性者数が急増した際には、救急搬送が困難な事例もみられた。このため、入院が必要な陽性者が自宅待機とならないよう、点滴や酸素投与等を受けながら一時的に待機できる「患者待機ステーション」を一部の患者受入医療機関内に臨時的に開設した。

(2) 外来医療体制

ア 発熱の症状があるなど新型コロナウイルス感染の疑いのある方の診療や検査を行う「福岡県診療・検査医療機関」について、医療機関や医療関係団体と協力の上、随時拡充した。

(各年度末における診療・検査医療機関数)

令和2年度末	→	令和3年度末	→	令和4年度末
1,441 機関		1,698 機関		2,117 機関

イ 患者からの問合せ対応を行う医療機関の負担を軽減するとともに、患者の円滑な受診につなげるため、ひっ迫状況に応じた受付状況等の情報をリアルタイムに発信できる「福岡県診療・検査医療機関受付状況確認システム」を構築した。

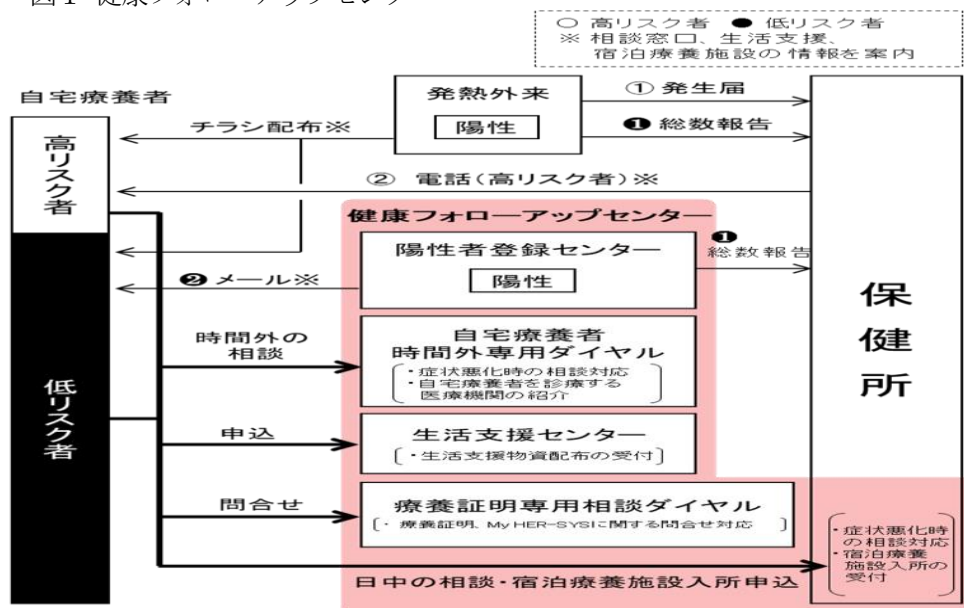
(3) 全数届出の見直し

医師が感染症患者を診断した場合には、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づき保健所へ届出を行うことが義務付けられており、新型コロナウイルス感染症については、医師が全ての患者の発生について届出を行うこととなっていた。

感染拡大により、医療提供体制や保健所業務がひっ迫したことから、体制強化や業務の効率化が必要となった。このため、令和4年9月26日からは全国一律で感染症法に基づく医師の届出対象を高齢者や妊婦などに限定するよう見直された。

この見直しに合わせて、県は、発生届の対象とならない陽性者についても、見直し前と同じように相談でき、必要な医療支援や生活支援を受けられるよう図1のとおり「健康フォローアップセンター」を整備した。

図1 健康フォローアップセンター



2 保健所の対応

保健所では、感染拡大に伴い、相談対応をはじめ発生届の受理から積極的疫学調査、療養先の決定、自宅療養者の健康観察、療養証明書の作成といった大量の業務を担うこととなった。

県は、保健所の体制を強化するため、会計年度任用職員を増員するとともに、人材派遣の活用及び市町村からの応援により保健師等を確保し、併せてPCR検査や健康観察などについては外部委託を行った。

保健所が対応した主な業務は図2のとおりである。

図2 保健所の業務

①発生届受理 <ul style="list-style-type: none">・発生届（FAX）に受理印、名簿に記載して番号付与・公表の同意を得て、公表資料の作成・管轄外の居住者は、居住地を管轄する保健所へ通報・陽性者のデータベース入力・HER-SYS入力・就業制限の通知
②積極的疫学調査 <ul style="list-style-type: none">・疫学調査（施設調査・患者調査）の実施 施設調査：発生経過の把握、感染経路の調査、感染対策の指導、本部へ報告 患者調査：症状の出現日、発症前にどこへ行ったか、誰と会ったか、何をしたか・濃厚接触者の抽出、検査日時のご案内
③療養調整 <ul style="list-style-type: none">・入院を要する者の入院調整・接触者健診の準備・実施・結果報告・管轄外に居住する患者の接触者の検査依頼を他保健所から受ける→接触者健診の調整・管轄外に居住する濃厚接触者の検査依頼・ホテル希望者のホテル申込み、送迎日時の案内・送迎
④療養中の対応 <ul style="list-style-type: none">・自宅療養者への健康観察、入院先医療機関への状況確認・訪問看護師の派遣・食料支援の希望者の申込み・パルスオキシメーター貸出希望者への発送・回収・消毒
⑤療養終了 <ul style="list-style-type: none">・入院患者の公費負担処理・自宅療養証明書の作成・送付

3 休業又は営業時間短縮等の要請に協力した事業者等への協力金

県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店や大規模施設運営事業者などの事業者等へ休業や営業時間の短縮等を要請した。要請に応じた事業者等に対し、協力金を支給した。（表7及び表8）

(表7) 飲食店等への協力金

期	要請期間	申請受付期間	1店舗あたり給付額
第1期	令和3年1月16日(土)0時 ～2月7日(日)24時	令和3年2月8日(月) ～3月7日(日)	1日あたり6万円 要請に応じた期間1/16～2/7:138万円 " 1/17～2/7:132万円 " 1/18～2/7:126万円
第2期	令和3年2月8日(月)0時 ～2月28日(日)24時	令和3年3月1日(月) ～4月21日(水)	1日あたり6万円 要請に応じた期間2/8～2/28:126万円 " 2/9～2/28:120万円 " 2/10～2/28:114万円
第3期	令和3年3月1日(月)0時 ～3月7日(日)24時	令和3年3月8日(月) ～4月21日(水)	1日あたり4万円 要請に応じた期間3/1～3/7:28万円
第4期	令和3年3月8日(月)0時 ～3月21日(日)24時	令和3年3月22日(月) ～4月21日(水)	1日あたり4万円 要請に応じた期間3/8～3/21:56万円 " 3/9～3/21:52万円 " 3/10～3/21:48万円
第5期	①福岡市 令和3年4月22日(木)0時 ～5月5日(水)24時 ②久留米市 令和3年4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時	令和3年5月20日(木) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり2万5千円～7万5千円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額
第6期	令和3年5月6日(木)0時 ～5月11日(火)24時	令和3年5月20日(木) ～8月11日(水)	【中小企業】 福岡市・久留米市:1日あたり3万円～10万円 その他市町村:第5期と同額 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 福岡市・久留米市:上限20万円 その他市町村:上限「第5期と同額」
第7期	令和3年5月12日(水)0時 ～5月31日(月)24時	令和3年6月1日(火) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第8期	令和3年6月1日(火)0時 ～6月20日(日)24時	令和3年6月21日(月) ～8月11日(水)	【中小企業】 福岡市・北九州市・久留米市:1日あたり3万円～10万円 その他市町村:第5期と同額 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 福岡市・北九州市・久留米市:上限20万円 その他市町村:上限「第5期と同額」
第9期	令和3年6月21日(月)0時 ～7月11日(日)24時	令和3年7月12日(月) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 北九州市・福岡市・久留米市・福岡地域: 上限20万円 その他の市町村:上限「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額
第10期	令和3年8月1日(日)0時 ～8月19日(木)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 北九州市・福岡市・久留米市・福岡地域: 上限20万円 その他の市町村:上限「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額

期	要請期間	申請受付期間	1店舗あたり給付額
第11期	令和3年8月20日(金)0時 ～9月12日(日)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第12期	令和3年9月13日(月)0時 ～9月30日(木)24時	令和3年10月1日(金) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第13期	令和3年10月1日(金)0時 ～10月14日(木)24時	令和3年10月15日(金) ～11月14日(日)	【中小企業】 1日あたり2万5千円～7万5千円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額
第14期	令和4年1月24日(月)0時 ～2月20日(日)24時	令和4年2月21日(月) ～4月6日(水)	【中小企業】 ①1日あたり2万5千円～7万5千円 ②1日あたり3万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 ①上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額 ②上限:20万円
第15期	令和4年2月21日(月)0時 ～3月6日(日)24時	令和4年3月7日(月) ～4月6日(水)	※要請内容 ①営業時間5時から21時、酒類提供11時から、オーダーストップ20時30分 ②営業時間5時から20時、酒類の提供を行わない

(表8) 大規模施設・大規模施設テナント事業者への協力金

期	要請期間	申請受付期間	1日あたり給付額
第1期	令和3年5月12日(水)0時 ～5月31日(月)24時	令和3年6月1日(火) ～8月11日(水)	【大規模施設】 自己利用分面積1,000㎡毎に20万円、 協力金対象テナント数(10以上の場合) ×2千円
第2期	令和3年6月1日(火)0時 ～6月20日(日)24時	令和3年6月21日(月) ～8月11日(水)	【テナント】 対象床面積100㎡毎に2万円
第3期	令和3年6月21日(月)0時 ～7月11日(日)24時	令和3年7月12日(月) ～8月11日(水)	
第4期	令和3年8月2日(月)0時 ～8月19日(木)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【大規模施設】 自己利用分面積1,000㎡毎に20万円、 協力金対象テナント数(10以上の場合) ×2千円
第5期	令和3年8月20日(金)0時 ～9月12日(日)24時		【テナント】 対象床面積100㎡毎に2万円
第6期	令和3年9月13日(月)0時 ～9月30日(木)24時	令和3年10月1日(金) ～10月31日(日)	

第3 監査結果及び意見

1 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業

(1) 病床確保事業

① 事業概要

本事業は、医療機関に対して、病床確保のための支援などを行うことにより、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の整備や公衆衛生の向上を図るものである。

<主な取組>

- ・令和2年2月20日、県内初となる陽性者が確認され、感染症指定医療機関が有する66床で患者受入を開始。以降、多くの医療機関の協力により、令和5年3月31日時点で、重症者向けの病床232床を含め2,089床の病床を確保。
- ・更なる感染拡大に備え、県医師会をはじめ医療関係者の協力を得ながら、一般医療に極力影響を与えない範囲で病床確保の取組を継続。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

該当なし

イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
(令和2年度、3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関体制整備事業費補助金(令和2年度、3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金
(令和2年度、3年度、4年度)

上記3つの補助金(令和2年度、3年度)について、会計検査院の検査結果を受けた令和4年11月8日付の厚生労働省の通知に基づき、がん感染症疾病対策課(以下「担当課」という。)が補助金を交付した各医療機関に対して過大交付の有無について自主点検を促したところ、70医療機関において交付額が過大となっていたことが判明した。

【交付過大額】	令和2年度	3億4千万円余
	令和3年度	5億9千万円余
	合計	9億3千万円余

(過大額については、県へ返還済み)

【医療機関が補助金を過大に算定した内容】

- ・ 延べ病床数を過大に計上したもの
- ・ 適用する病床区分の単価を誤ったもの

【過大な交付が生じた原因】

- ・ 当該補助金の対象病床について、各医療機関の理解や確認が十分でなかった（補助の対象外である退院日の病床（数）を算入していた等）。
- ・ 担当課として、補助の対象となる延べ病床数の確認など提出された実績報告書の審査が十分でなかった。

【交付額の過大が判明した後の対応】

- ・ 補助対象の医療機関に対して病床数の適切な計上方法や病床確保料の適切な適用方法を周知した。
- ・ 提出された実績報告書に関して、G-MIS※の入力内容など証拠となる電子データや証拠書類との照合により、確認、精査を行うこととした。

※ G-MIS とは、医療機関等情報支援システムの略称で、全国の医療機関について、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数及び医療機器等の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

その後、上記の補助金のうち、「福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（令和4年度）」及び「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金（令和4年度）」（以下「当該両補助金」という。）について、県は、令和5年11月及び令和6年2月に実施された会計検査院の实地検査（医療機関を訪問して実施した検査）に同行した際、1医療機関において、事業が適切に実施されていないことを確認し、不正行為があったと判断した。

【交付過大額】 令和4年度 3千900万円余

【不正行為の内容】

- ・ 県からの病床確保要請に応じた受入体制が整っていないこと
- ・ 提出された実績報告書の記載内容に実態のないものや、事実を裏付けるものがないこと

【不正行為があったと判断した後の対応】

- ・ 令和4年度の当該両補助金の交付決定を全部取り消した。
- ・ 当該両補助金の全額返還を求める措置を講じた。

担当課は、厚生労働省の通知に基づく自主点検で判明した70医療機関の交付額過大及び会計検査院の实地検査に同行した際に確認した1医療機関での不正行為による交付額過大に対しては、適切な措置を講じている。今回の監査の結果では、適正又は

妥当性を欠き、是正又は改善等を要する事例（以下「適正を欠く事例等」という。）はなかった。

③ 意見

本事業は、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対処するために、緊急に実施すべき事業であったが、厚生労働省からの通知等がなければ9億7千万円余の補助金の過大交付が判明しなかった可能性があり、事務として適正を欠いていたと言わざるを得ない。

今後同様の事務を行うに当たっては、審査の際、必要な事項が記載された証拠書類や電子データとの照合を行うこと及び必要に応じて現地での調査を行うことにより補助対象経費が適正であることの確認を実施されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

(2) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業

① 事業概要

本事業は、新型コロナウイルスに感染した軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保及び運営を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供のひっ迫を緩和するものである。

<主な取組>

- ・令和2年4月から、複数のホテルを宿泊療養施設として順次確保し、最大12施設2,468室を運用。
- ・全ての宿泊療養施設に24時間体制で医師及び派遣看護師を配置し、健康観察や診察を実施。
- ・令和2年12月から、順次宿泊療養施設の全室に血中酸素濃度を測定するパルスオキシメーターを設置。
- ・令和3年6月から、宿泊療養施設での処方薬の投与体制を整備、同年8月から抗体カクテル療法による治療を開始。
- ・令和5年5月7日をもって、宿泊療養施設としての確保を全て終了し、同月31日をもって契約終了。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・宿泊療養施設における労働者（看護師、事務員、清掃）派遣業務（令和3年度、4年度）
- ・一般廃棄物の収集運搬及び処分業務（令和2年度、3年度、4年度）

- ・産業廃棄物の処分業務（令和2年度）
- ・感染性廃棄物の収集運搬処分業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・感染性廃棄物の処分業務（令和2年度、3年度、4年度）

「感染性廃棄物の処分業務委託」については、履行確認の証拠書類である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき5年間の保存が義務付けられている産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの一部が、所在不明となっている事例がみられた。

イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・「福岡県新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設」健康管理支援活動費用（令和2年度、3年度、4年度）

今回の監査の結果では、適性を欠く事例等はなかった。

③ 意見

マニフェストは、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物を排出する事業者（今回の場合は、県）がその処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するために用いるもので、適正な処分であることを証する書類である。

今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄物処理法を遵守し、マニフェストの写しは適正に保存されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

(3) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

① 事業概要

本事業は、特に重症化リスクが高い高齢者施設や障がい者施設の利用者と接する当該施設の職員等を対象として集中的に検査を実施することにより、施設内感染対策の強化を図るものである。

<主な取組>

- ・令和2年12月から、入所系施設で入所者と接する可能性がある職員を幅広く対象としたPCR検査事業を実施。
- ・令和4年8月から、週2回の抗原定性検査へ変更し（9月までPCR検査と併用）、新規入所者及び一時帰宅者を対象者に追加。

- ・令和4年10月から、通所系・訪問系の高齢者施設や障がい者施設の職員及び新規通所者を対象者に追加。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付業務（令和4年度）
- ・通所系、訪問系及び入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付等業務（令和4年度）

「入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付業務」については、高齢者施設等への配送を証する書類（配送伝票等）の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っていない事例がみられた。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

今後同様の事務を行うに当たっては、委託先の事業者（以下「委託先事業者」という。）が作成した報告書を配送伝票等の証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

(4) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業

① 事業概要

本事業は、重症化リスクが低いと考えられる65歳未満の者及び濃厚接触者等に対して抗原定性検査キットを配付し、「キット配付・陽性者登録センター」において新型コロナウイルス感染症確定診断及び発生届出の提出が行われる体制整備を図ることにより、外来医療のひっ迫を回避するものである。

<主な取組>

- ・令和4年8月から、「キット配付・陽性者登録センター」を設置。

- ・令和5年2月15日受付分をもって配付を停止。

【配付実績】 令和4年8月8日～10月31日 約26万1,200キット

令和4年12月2日～令和5年2月15日 約4万9,000キット

【登録実績】 約31,800人

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業（令和4年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

① 事業概要

本事業は、県接種会場の運営、接種に係る広域調整、専門的相談体制の確保及び医療機関への財政支援等を実施することにより、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する県民が速やかに接種できる体制を整備するものである。

<主な取組>

(1・2回目（初回）接種における取組)

- ・県内の医療従事者等の優先接種について、令和3年7月までにおおむね完了させ、市町村が円滑にワクチン接種できるよう、配分量を調整。
- ・モデルナ社ワクチン接種のため、モデルナ社ワクチン接種会場を県内13か所に設置。
- ・ファイザー社ワクチンやモデルナ社ワクチンを接種できない方のため、アストラゼネカ社ワクチン接種会場を県内2か所に設置。

(3回目以降（追加）接種における取組)

- ・3回目接種促進のため、モデルナ社ワクチン接種会場を県内5か所に設置。

(初回・追加接種における取組)

- ・ファイザー社ワクチンやモデルナ社ワクチンを接種できない方のため、武田社ワクチン（ノババックス）接種会場を県内5か所に設置。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る優先接種者集約業務
(令和2年度、3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン流通調整・管理運営支援業務
(令和2年度、3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル相談等対応業務
(令和2年度、3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対応する専門的医療機関業務
(令和3年度、4年度)
- ・個人用防護具(サージカルマスク等)の搬入、集荷及び配送業務
(令和3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備業務
(令和2年度、3年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金の交付に係る審査等業務
(令和3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金支払業務
(令和3年度、4年度)
- ・福岡県モデルナワクチン接種センターにおける接種予約受付業務
(令和3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルに係る多言語通訳業務
(令和3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症武田社ワクチン(ノババックス)専門予約受付等業務(令和4年度)

今回の監査の結果では、次のような適正を欠く事例等が判明した。

(事例1)

「福岡県新型コロナウイルスワクチン流通調整・管理運営支援業務」のうち、ワクチン接種施設への支援金の支払業務については、支払を証する書類(口座振込一覧表等)の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っておらず、また、委託契約書に支払を証する書類の保管を義務付ける条項が設定されていなかった。

(事例2)

「個人用防護具（サージカルマスク等）の搬入、集荷及び配送業務」のうち、県内の医療機関への個人用防護具の配送業務については、配送を証する書類（配送伝票等）の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っていなかった。

(事例3)

「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対応する専門的医療機関業務」及び「福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備業務」については、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）に基づき契約の決裁権者自身若しくは契約の決裁権者が指定した職員が履行確認を行うべきところ、契約の決裁権者が指定した職員以外の職員が履行確認を行っていた。

イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・職域接種体制確保事業補助金（令和3年度、4年度）
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金（令和3年度、4年度）

今回の監査の結果では、次のような適正を欠く事例等が判明した。

(事例4)

「福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金」については、審査の上、適正な実績報告書に基づいて額の確定を行うべきところ、医療従事者の従事時間の二重計上、該当する従事時間の計上漏れなど誤った実績報告書に基づいて額の確定を行っていた。

③ 意見

詳細は下記のとおりであるが、今後同様の事務を行うに当たっては、福岡県財務規則で規定された契約の決裁権者など履行確認の権限を持つ者が、報告書を必要な事項が記載された証拠書類と照合し、補助対象経費が適正であることの確認や委託業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。

(事例1)、(事例2)について

配送業務や支払業務を委託した場合は、委託先事業者が作成した報告書を配送伝票や支払を証する証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該委託業務が適正に履行されたことを確認する必要がある。また、追加

で確認を行う必要が生じた場合などに備えて委託先事業者に対して契約で明確に証拠書類の保管を義務付けることも必要である。

(事例3)について

契約の履行確認は、福岡県財務規則において契約の決裁権者が確認すると規定されている。また、契約の決裁権者が他の職員に履行確認を行わせる場合は、当該決裁権者が当該職員を指定すると規定されている。したがって、契約の決裁権者が指定した職員以外の職員が履行確認を行ってはならない。

(事例4)について

補助金の対象経費については、補助対象機関が作成した報告書を対象医院の開設時期、対象医療従事者の従事時間等を証明する証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該経費が適正であることを確認する必要がある。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

2 感染拡大防止に係る事業

(1) 感染拡大防止協力金

① 事業概要

本事業は、県の要請に応じ休業や営業時間の短縮を行った飲食店等を対象に、感染拡大防止協力金を給付することにより、感染症の拡大防止を図るものである。

<給付実績>

飲食店向け	15期	給付件数	415,626件	給付金額	331,027,116千円
大規模施設向け	6期	給付件数	8,285件	給付金額	3,824,391千円

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・ 感染拡大防止協力金受付・審査業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・ 感染拡大防止協力金支払業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・ 感染拡大防止協力金広報業務（令和3年度）

「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、業務の迅速性、効率性、確実性を確保するため、類似業務の受託経験がある事業者2社から見積書を徴収し、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていた。その後、営業時間短縮要請の延長等によ

る業務の増加に伴って、当初の契約を締結した事業者と委託契約の変更を5回行うとともに、契約期間も延長していた。

また、感染拡大防止協力金の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類（飲食スペースの写真等）の添付漏れなど、不適正な事例がみられた。

「感染拡大防止協力金広報業務」については、新聞広告の実績のある5社に委託し、広告を申請期限毎に各社3回、朝刊に掲載していたが、各社1回目の委託契約の際、遅滞損害金の率を誤っているものがみられた。

イ 補助金の執行状況

該当なし

ウ その他

感染拡大防止協力金については、不正な申請や重複申請が判明し、県が事業者に対して返還を求めたものが695件、約4億1千万円発生したが、収入未済の返還金及び違約金は約2億3千万円となっている。その内訳は、警察の捜査で発覚した申請書偽造によるもの（返還金1.8億円、違約金0.2億円）が大部分を占めており、その他は県の見回り等により営業時間短縮の要請に応じていないことが判明したものなどとなっている。

県では、未納者に対して、分割納付の働きかけや催告状の送付を行うなどの収入未済の解消に向けた取組を行っているが、依然として収入未済の額は多額であり、その回収に向けた取組が引き続き求められる。

<収入未済の状況（令和5年7月末時点）>

感染症拡大防止協力金返還金	208,462千円
感染症拡大防止協力金違約金	20,487千円

③ 意見

「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、当初の契約を締結した事業者との間で、業務量の増加に伴って契約変更を行うとともに、契約期間も延長していた。当初の契約は、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていたが、その後の変更契約を行った業務については、他に受託可能な事業者がいないか等、競争入札に付することを検討する余地があったと考えられる。緊急性が高いことを理由とした随意契約の変更にあたっては、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がいないかなどを精査した上で、契約変更の妥当性を判断する必要がある。

また、感染拡大防止協力金の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類の添付漏れなど不適正な事例がみられた。これらを防止するためには、委託先事業者の審査体制や業務管理体制に問題がないか、定期的に確認する必要がある。

感染拡大防止協力金については、不正な申請等を行った業者に対し返還を求めているが、約2億3千万円の収入未済が発生している。今後、債権回収のノウハウがある弁護士法人への業務委託といった効果的な回収方法を検討するとともに、定期的な督促を行うなど粘り強く収入未済を解消する取組を進めていく必要がある。

[商工部商工政策課]

3 その他必要と認める事業

(1) ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業

① 事業概要

本事業は、無症状の県民が新型コロナウイルスに感染していないことを証明する目的で受検する検査について無料で実施することにより、感染対策と日常生活の両立及び感染拡大防止を図るものである。

<主な取組>

- ・令和3年12月24日から、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を対象とし、登録事業所において、飲食店の利用やイベントへの参加の際に必要な検査を無料で実施。令和4年1月24日からは、基本的対処方針を見直して、ワクチンを接種した方を含めて、飲食店の利用やイベントへの参加の際に必要な検査を無料で実施（令和3年12月24日～令和4年8月31日）。
 - ・人の往来が多くなる年末年始における新型コロナウイルス検査の促進を図るため、帰省者旅行者等を対象とした検査を無料で実施（令和4年12月24日～令和5年1月12日）。
 - ・令和3年12月25日に、オミクロン株の陽性者が県内で確認されたことを受け、陽性者の早期発見、感染防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、感染の不安がある無症状の県民の方を対象として、登録事業所において、検査を無料で実施（令和3年12月26日～令和5年5月7日）。
- ※ 登録事業所とは、医療機関、薬局及び衛生検査所のうち、無料検査事業を実施するとして県に登録した事業所。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金受付・審査等業務

(令和3年度、4年度)

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金支払業務

(令和3年度、4年度)

「福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金受付審査等業務」については、当該業務の委託契約書に再委託の禁止として、

「受注者（委託先事業者）は、委託事務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 前項の再委託を発注者（県）が認める場合はその限りでない。」

と規定している。

この規定に基づいて委託先事業者が行う再委託申請に対して、担当課が書面の提出を求めることなく口頭で承認していた事例がみられた。

イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金（令和3年度、4年度）

「福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金」については、担当課は、対象事業者の登録を厳正に審査するとともに、登録後も抜き打ちの現地調査や追加調査を実施した。

これらの調査が終了した結果、7事業者について不正行為が認められ、令和5年11月17日付けでその結果を公表した。

【担当課による調査結果】

- ・登録取消・返還請求を行った事業者数：7事業者
- ・不適正額：394,588千円（返還請求額298,898千円+未交付額95,690千円）
- ・不正行為の内容（複数の不正を行った事業者あり）：
 - 架空請求等により補助金の交付を受けようとしたもの
 - 無料検査を登録事業所以外で実施したもの
 - 無料検査の立会いを（一部）委託したもの
 - 実在する医療機関になりすまし、事業者登録を受けたもの

担当課による調査により上記の不適正事例が判明したが、今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

③ 意見

県が再委託を承認するに当たっては、再委託がなぜ必要なのか、再委託先事業者がどのような業者であるか、再委託先事業者が事業の履行及び個人情報の管理が適正に実施できるのか、委託先事業者が再委託先の適正な事務の遂行をどのように管理するのか等について、委託先事業者に説明を求めて審査の上承認するという事務処理が必要である。

今後同様の事務を行うに当たっては、委託先事業者が行う再委託の申請から担当課が行う再委託の承認までの過程で必要な書類を双方が作成し、当該事務が適正に処理されたことの証拠とされたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

(2) 福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

① 事業概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて、強い使命感を持って業務に従事している医療機関等の医療従事者や職員に対し、慰労金を給付するものである（令和2年度限り）。

<主な取組>

- ・医療機関等で働く医療従事者や職員に最大20万円の慰労金を給付。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業業務（令和2年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

(3) 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

① 事業概要

本事業は、医療機関・薬局等に対し、感染拡大防止対策等のための経費を補助することにより、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供する体制を整備するものである（令和2年度限り）。

<主な取組>

- ・緊急に必要となる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や医療提供体制整備のため、医療機関・薬局等に対し、補助金を交付。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業業務（令和2年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

(4) コールセンター設置運営事業

① 事業概要

本事業は、コールセンターを設置することにより、新型コロナウイルス感染症が継続している状況下で、県民や医療従事者等の疑問や不安に関する相談に対応するものである。

<主な取組>

- ・令和2年4月13日から、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談等に対する一般相談窓口を開設（24時間体制で看護師等が対応）。
- ・令和2年10月1日から、感染防止宣言ステッカー等の事業者からの問合せに対する相談窓口を開設。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口対応業務
(令和2年度、3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル相談対応業務
(令和2年度、3年度)

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

(5) 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業

① 事業概要

本事業は、自宅療養者等に対し、医師によるオンライン診療を実施することにより新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に備え、自宅療養者等の新型コロナウイルス感染症患者の療養環境の充実を図るとともに、診療・検査医療機関の負担を軽減するものである。

<主な取組>

- ・令和4年12月21日重症化リスクの低い自宅療養者を対象とする「新型コロナウイルス感染症自宅療養者オンライン診療センター」を24時間対応で開設。
- ・令和4年12月29日から、対象を生後3か月以上で74歳までの自宅療養中の方（妊婦は除く）に拡大。
- ・令和5年2月5日をもってオンライン診療センターを閉所。

[利用実績] 遠隔診療件数：204件

うち処方薬発行件数：187件

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者オンライン診療センター事業
(令和4年度)

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

4 まとめ

新型コロナウイルス感染症が本県で令和2年2月に初めて確認されて以降、県は、約3年にわたって全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組み、これまで多様な対策を講じてきた。

今回、県が大規模な予算を投じて行ってきた、新型コロナウイルス感染症対策のうち、「陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業」、「感染拡大防止に係る事業」及び「その他必要と認める事業」について、行政監査を行った結果、厚生労働省の通知に基づく点検や会計検査院の検査、警察の捜査により既に判明した事案を除き、おおむね適正・適切に事業が実施されていることを確認した。

「陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業」については、感染症患者を受け入れる病床の確保や軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保・運営、抗原定性検査キットの配付により医療提供体制のひっ迫に対応していた。また、ワクチン接種体制の確保や高齢者施設等職員に対する検査の実施により感染拡大に対処していた。

「感染拡大防止に係る事業」については、県民・事業者に対する要請により、人流の抑制を図った。営業時間の短縮などの要請と併せて、感染拡大防止協力金を迅速に支給し、飲食店の事業継続を支援していた。

「その他必要と認める事業」については、ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業により感染対策と日常生活の両立を図るとともに、福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業や福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業により医療機関等への支援を進めていた。

しかしながら、迅速な事業の実施が求められる中で、証拠書類との照合が十分にできておらず適正な履行確認ができていない、書類の保管に不備があるといった適正又は妥当性を欠く事務処理が見受けられた。また、感染拡大防止協力金については、給付後に判明した不正受給によって生じた多額の返還金が収入未済となっている。

県の関係機関においては、監査結果も踏まえ、今般の新型コロナウイルス感染症対策事業の取組を検証し、その結果を継承することで、将来の感染症対策に万全を期す必要がある。今後、新たな感染症が発生しても、県民生活への影響を最小限に抑え対抗できる「感染症や災害に負けない強靱な社会」を目指し、県民の生命と健康を守り、県民と事業者の生活と事業活動を支えるための体制が着実に構築されることを期待する。